

千葉県男女共同参画地域推進員について

千葉県総合企画部男女共同参画課

男女共同参画の推進には、行政の取組だけでなく、県民、事業者、関係団体等の主体的な取組と、県民一人ひとりの意識改革が必要です。しかし、男女共同参画への取組状況や課題は、地域によって異なることから、男女共同参画社会づくりを効果的に推進するためには、それぞれの地域特性を踏まえた取組が不可欠です。

そこで、県民と行政とのパイプ役となり、地域に根ざした活動を行う「男女共同参画地域推進員」（以下、「推進員」という。）を各市町村の推薦により設置し、県民、市町村、県が一体となって男女共同参画を推進します。

1 推進員の推薦について

市町村が推進員候補者を推薦する際は、次の点に留意してください。

- (1) 原則として、各市町村1名以上の推薦をお願いします。
- (2) 男女の別は問いません。
- (3) 候補者の推薦に当たっては、次に掲げる人などから幅広く御検討ください。
 - ・ 男女共同参画社会づくりに関心や熱意のある人
 - ・ 県・市町村の男女共同参画に関する行事等に積極的に参加いただける人
 - ・ 地域活動を行っている人で、その人を巻き込むことで地域活動が盛り上がるのが期待できる人。
 - ＜例＞民生委員・児童委員、自治会や子ども会などの地域活動を行っている人、消費生活・防災・介護など各分野で活動している人
 - ・ 地域の事情に詳しく、積極的な活動が期待できる人
 - ＜例＞市町村の各種行事やイベントで実行委員を務めた人、青少年相談員、小中高等学校等のPTA活動・幼稚園・保育所父母会等の活動を行っている（行っていた）人 など
 - ・ 市町村の男女共同参画計画の策定に係る審議会等の委員
 - ・ 男女共同参画に関する活動又は社会貢献活動（各種団体での活動を含む）を積極的に行っている人
- (4) 公務員（国家及び地方）は除きます。

2 推進員の活動

推進員は、管轄地域を割り当て、地域単位で活動を行います。

(1) 地域単位について

下の表のように6地域に分かれて活動します。

地 域	市町村
千葉・葛南	千葉市、市原市、四街道市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市 (8市)
東葛飾	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市 (8市)
北 総	成田市、佐倉市、八街市、富里市、香取市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町 (5市、5町)
海匝・山武	銚子市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町 (6市、3町)
東上総	茂原市、勝浦市、いすみ市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町 (3市、7町、1村)
南房総	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、南房総市、鋸南町 (7市、1町)

(2) 活動の内容・進め方

推進員の活動は、次のような研修や会議等を通じて進めていきます。

① 企画事業の実施 (年2回程度)

地域ごとに推進員が中心となり、男女共同参画を推進するための各種事業を実施します。

② 推進員会議への出席 (月1回程度)

地域ごとに推進員が集まり、活動内容の企画・運営等を検討します。

③ 研修会への参加 (年1～2回程度)

県が開催する男女共同参画の推進や推進員の活動に関する研修会に参加していただきます。

④ 事業報告会への参加 (年1回)

各地域の活動の成果を共有するために県が年度末に開催する事業報告会に参加し、各地域の活動内容を報告していただきます。

(3) その他の活動について

推進員には、次のような活動を行っていただきます。

① 地域の実情に応じた広報・啓発活動

(例) 地域コミュニティでの研修会の参画、協力

市町村主催の研修会等への参画、協力

地域内の各分野の団体間の交流促進

小・中学校や民間団体主催の学習会等での講師

市町村における懇話会等、様々な場への推進員としての参画、協力

② 県及び市町村の男女共同参画施策に関する情報の地域への提供

③ 男女共同参画施策に関する地域の要望の把握及び県・市町村への報告

(例) 地域の課題を把握するための調査事業（アンケート等）

④ 地域における女性のロールモデルの発掘及びその情報発信

⑤ その他、男女共同参画を推進するために必要な活動

(4) 活動費用について

① 地域活動としての講座の開催、啓発紙等の作成等にかかる費用（講師謝金、印刷代等の需用費、講師飲食代）は、県から講師・業者等へ支払います。

② 2（2）の参加に係る推進員の交通費は県から支給します。ただし、交通費の支給は、後日推進員の届出口座に振り込まれますので後払いとなり、振込みまでに1～2か月の時間を要します。推進員には、その旨周知願います。

なお、2（2）以外の活動については、原則として、謝金や交通費を支給しません。

(5) 事務局について

推進員の活動に係る事務局は、千葉県男女共同参画センターになります。

3 県の役割

(1) 推進員の資質向上、情報交換のための研修会の開催（2（2）の③、④）

(2) 推進員への活動支援

会議への参加及び連絡調整を行うほか、男女共同参画に関する各種情報を提供します。

(3) 活動費用・交通費等の支払い

2（2）に係る事業の講師謝金、需用費等を予算の範囲内で県が負担します。

また、2（2）の参加に係る交通費を推進員に支給します。

4 市町村の役割（協力）

（1）推進員の推薦

推進員の承諾書を収受し、推薦調書を作成して、県へ提出願います。推進員候補者に対する説明用として、別紙資料を用意しましたのでご利用ください。

（2）推進員の辞任について

委嘱された推進員がやむをえない事由により任期途中で辞任を申し出た場合、別紙辞任届を市町村経由で提出願います。

（3）推進員への活動支援について

男女共同参画に関する各種情報の提供など推進員から依頼があったときは、ご協力をお願いします。

（4）会議や事業等への参加について

研修会や会議、事業の開催については、県から事前にお知らせしますので、職員の出席等についてご協力をお願いします。

5 今後のスケジュール（予定）

平成30年3月 【市町村⇒県】 候補者について、県へ推薦

4月 【県】 委嘱式及び全体研修会

～4月以降 活動を開始